

資料2

# 前回会議の主な意見とその対応

都市政策課

# 1 前回会議の議論のまとめ

国のバリアフリー法施行令の改正に係る部分について、①から③までの方針の下、本県の目指す福祉のまちづくりの実現に必要な基準の検討を行う

## ① 本県の目指す福祉のまちづくりに即した合理的な規制とする

- ・改正後のバリアフリー法の基準による整備水準が本県として求めるべき最低限の整備水準に達しない場合、条例で基準を上乗せする
- ・規制強度は、既存施設における整備状況等を踏まえて、その合理性を確認する

## ② 現在の条例の整備基準が不合理でない限り、緩和することは行わない

例：劇場等における車椅子使用者利用区画の寸法  
【900×1,400】(条例)を【900×1,350】(BF法)とはしない

## ③ 国の考え方・動きを考慮して検討を行う

- ・今般の政令改正に関して国が根拠にした資料や考え方を考慮

## 2 前回会議の主な意見と対応

### (1) 第1回まちづくり審議会

#### ■ 共通事項

No.	意見の概要	対応方針	対応ページ
1	当事者のニーズの調査をすべき。	ヒアリング調査を実施。	【資料4】 P4,P8,P13,P17, P24,P25,P30, P34,P38,P42

## 2 前回会議の主な意見と対応

### (2)第1回福祉のまちづくり検討小委員会

#### ■ 不特定多数利用便所について

No.	意見の概要	対応方針	対応ページ
1	不特定多数利用便所の設置基準は、用途ごとに対象規模を設定することなどが想定され無数のパターンがある。事務局なりに選択肢を用意して示してほしい。	意見を踏まえて検討。	【資料4】 P2～P5

## 2 前回会議の主な意見と対応

### (2) 第1回福祉のまちづくり検討小委員会

#### ■ 車椅子使用者利用便房について

No.	意見の概要	対応方針	対応ページ
2	基準の対象規模は現行どおり1,000m <sup>2</sup> 以上を維持するとして、1,000m <sup>2</sup> ～2,000m <sup>2</sup> の間に各階設置を求めるかについては、シミュレーションの上、事務局案を次回提示してほしい。		
3	基準見直しに当たってはエレベーターの設置基準との関係も検討する必要があるのでは。		
4	小規模階の定義を1,000m <sup>2</sup> →500m <sup>2</sup> 等に引き下げる場合、支障はないのかシミュレーションすべき。	意見を踏まえて検討。	【資料4】 P6～P18
5	小規模階の定義は1,000～2,000m <sup>2</sup> 未満と2,000m <sup>2</sup> 以上で別にするという方法もあるが、連続性を保つために、引き下げるのであれば2,000m <sup>2</sup> 以上でも同様に引き下げるべき。		
6	小規模階の定義を引き下げるのであれば、大規模階の定義も引き下げるべき。		

## 2 前回会議の主な意見と対応

### (2)第1回福祉のまちづくり検討小委員会

#### ■ オストメイト設備・乳幼児設備について

No.	意見の概要	対応方針	対応ページ
7	オストメイトトイレと乳幼児設備に関しては設置基準を強化するのであればその必要があるのかがわかる情報がほしい。	意見を踏まえて検討。	【資料4】 P19～P27
8	オストメイトトイレと乳幼児設備に対する国での検討状況を踏まえて検討されたい。	国に確認したところ、「利用者から要望がなく検討に至っていない。」との回答があった。	—

## 2 前回会議の主な意見と対応

### (2)第1回福祉のまちづくり検討小委員会

#### ■ 車椅子使用者利用駐車施設について

No.	意見の概要	対応方針	対応ページ
9	車椅子使用者利用駐車施設として機械式駐車場も認める場合、管理人がいなければ、車椅子使用者の方が機械を一人で操作することとなり、安全性に不安がある。 乗降スペースの確保だけでなく、係員の配置を求めるなどソフト対応も併せて検討すべき。	意見を踏まえて検討。	【資料4】 P32～P35

## 2 前回会議の主な意見と対応

### (2) 第1回福祉のまちづくり検討小委員会

#### ■ 劇場等の客席(車椅子利用者用区画)について

No.	意見の概要	対応方針	対応ページ
10	観覧場等の客席について、国の基準は面積と席数だが、今時のシネコンは小さい。面積に限らず席数だけの設置基準も検討すべき。	意見を踏まえて検討。	【資料4】P36
11	車椅子使用者用客席の区画寸法の基準は今ある基準を基本的に維持すべき。合理的な理由があるのなら良いが、単純に国基準に合わせて緩和(1,400mm→1,350mm)すべきではない。	意見を反映。	【資料4】P36
12	配置基準として出入口付近を規定するのであれば、どういう趣旨で定めた基準なのかを示す書き方にしてはどうか(避難のための基準なのであれば、場所を決める際には火災時等の避難にも十分配慮すること、など)。	意見を踏まえて検討。	【資料4】P39
13	集団補聴設備の基準は配置基準と同様にどういう趣旨で定めた基準なのかを示す書き方にしてはどうか。		【資料4】P43

## 2 前回会議の主な意見と対応

### (2)第1回福祉のまちづくり検討小委員会

#### ■ ホテル等の車椅子使用者利用客室について

No.	意見の概要	対応方針	対応ページ
14	車椅子使用者利用客室の基準については、ユニバーサルツーリズム推進条例に基づく「ひょうごユニバーサルなお宿」の宣言・登録制度のチェックリストに反映させたのでは。次回それらの資料も提示してほしい。	意見を反映。 車椅子使用者利用客室の基準はチェックリストには反映されていなかった。	参考資料1
15	ユニバーサルツーリズム条例制定の検討の際に利用者のニーズのヒアリング等をしているはずなので、確認してみてはどうか。	意見を反映。 利用者ニーズに関する調査ではホテル客室に限定したものはない。宿泊施設等を対象とした調査の中で整備基準を参考とした内容あり。	参考資料2-1,2-2